

四日市港管理組合地域維持型維持修繕等業務委託実施要領（試行）

1 委託期間

原則として、3月下旬から翌年3月末までとする。

2 委託業務

港湾・海岸保全施設の緊急的な修繕、維持業務及び雪氷対策業務等を包括的に委託するものである。

3 入札・契約方法

地域維持型共同企業体の入札による単価契約方式とする。

また、入札方式は、委託業務について、確実な実施体制を確保するため、原則、総合評価方式の一般競争入札とする。

なお、地域維持型共同企業体の構成員の数は、地域や対象業務の実情に応じ、円滑な共同施工が確保出来る数を勘案し、発注機関の長（業務主管課長）において定めるものとする。

4 契約書等

契 約 書 「維持業務委託契約書（単価契約用）」及び
「維持業務委託契約書の条項 [単価契約の場合用]」

仕 様 書 「維持業務仕様書」

特記仕様書 「小規模修繕業務特記仕様書」、「舗装補修業務特記仕様書」及び「雪氷対策業務特記仕様書」

設 計 書 単価表・代価表等

5 業務の実施

業務は、受注者に業務指示書と施工箇所図等により組合職員が指示し、仕様書、特記仕様書等に準拠し、実施する。

6 確認及び検査

完了届を受注者から受理した後、委託業務担当者（監督員）が現地若しくは、提出資料を確認し、検査員が検査をする。

7 支払い

1) 1業務（指示1件）当たり限度額（税込） 250万円未満

ただし、雪氷対策業務については、限度額を設定しない。

2) 総支払い限度額（税込） 5,000万円未満

ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。

① 震災・風水害関連対策業務（多量の倒木処理、流木処理等）

② 緊急対応（事故等）業務（陥没、油漏れ事故、通行支障を及ぼす事故等の対応）

③ 道路等の除草・伐木業務

附則 この要領は、平成31年2月18日から施行する。